公文書館法及び国立公文書館法の規定比較

公文書館法(昭和62年法律第115号) 国立公文書館法(平成11年法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、公文書等を歴 史資料として保存し、利用に供す ることの重要性にかんがみ,公文 書館に関し必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(目的)

第1条 この法律は,公文書館法(昭 和62年法律第105号)及び公文書等の 管理に関する法律(平成21年法律第6 6号)の精神にのっとり、独立行政法 人国立公文書館の名称、目的、業務 の範囲等に関する事項を定めること により, 歴史公文書等の適切な保存 及び利用に資することを目的とす る。

補 足

(定義)

第2条 この法律において「公文書 等」とは、国又は地方公共団体が 保管する公文書その他の記録(現 用のものを除く。)をいう。

(定義)

- 第2条 この法律において「歴史公文 書等」とは、公文書等の管理に関す る法律第2条第6項に規定する歴史 公文書等をいう。
- 2 この法律において「特定歴史公文 書等」とは、公文書等の管理に関す る<u>法律第2条第7項に規定</u>する特定 歴史公文書等のうち、独立行政法人 国立公文書館(以下「国立公文書館」 という。)の設置する公文書館に移 管され、又は寄贈され、若しくは寄 託されたものをいう。

【定義】 (公)

- ・公文書等 (国)
- · 歷史公文書等
- 特定歷史公文 書等

(名称)

第3条 この法律及び独立行政法人通 則法(平成11年法律第103号。以下「通 則法」という。)の定めるところに より設立される通則法第2条第1項 に規定する独立行政法人の名称は, 独立行政法人国立公文書館とする。

(責務)

第3条 国及び地方公共団体は,歴 史資料として重要な公文書等の保 存及び利用に関し、適切な措置を 講ずる責務を有する。

(国立公文書館の目的)

第4条 国立公文書館は、特定歴史公 文書等を保存し、及び一般の利用に 供すること等の事業を行うことによ り、歴史公文書等の適切な保存及び 利用を図ることを目的とする。

【責務】 (公)

・ 国及び地方公 共団体の保存 及び利用に関 する責務を規

(公文書館)

- 第4条 公文書館は,歴史資料とし て重要な公文書等(国が保管して いた歴史資料として重要な公文書 その他の記録を含む。次項におい て同じ。)を保存し、閲覧に供す るとともに、これに関連する調査 研究を行うことを目的とする施設 とする。
- 2 公文書館には,館長,歴史資料 として重要な公文書等についての 調査研究を行う専門職員その他必 要な職員を置くものとする。

【目的】 (公)

- ・公文書館は保 存, 閲覧, 調 査研究を行う (国)
- · 国立公文書館 は事業の実施 により歴史公 文書等の適切 な保存及び利 用を図る

- 第5条 公文書館は,国立公文書館 法(平成11年法律第79号)の定める もののほか,国又は<u>地方公共団体</u> が設置する。
- 2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、<u>当</u>該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等) 第6条 (略)

【再 掲】

(公文書館)

- 第4条 公文書館は、歴史資料 として重要な公文書等(国が 保管していた歴史資料として 重要な公文書その他の同じ。) を保存し、閲覧に供すると もに、これに関連する調査研 変とする。 設とする。
- 2 公文書館には、館長、歴史 資料として重要な公文書等に ついての調査研究を行う専門 職員その他必要な職員を置く ものとする。

(行政執行法人)

第5条 国立公文書館は,通則法第2 条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>と する。

(事務所)

館の当該設置に関する事項は、<u>当</u> 第6条 国立公文書館は、主たる事務 該地方公共団体の条例で定めなけ 所を東京都に置く。

> (資本金) 第7条 (略)

(役員)

- 第8条 国立公文書館に,役員として, その長である**館長**及び**監事二人**を置 く。
- 2 国立公文書館に、役員として、<u>理</u> **事一人**を置くことができる。

(理事の職務及び権限等) 第9条 (略)

(館長及び理事の任期等) 第10条 (略)

(業務の範囲)

- 第11条 国立公文書館は,第4条の目 的を達成するため,次の業務を行う。
- 一 特定歴史公文書等を<u>保存</u>し,及び (国) 一般の利用に供すること。 ・保
- 二 行政機関(公文書等の管理に関する法律第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)からの委託を受けて、**行政文書**(同法第5条第5項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。)**の保存**を行うこと。
- 三 歴史公文書等の保存及び利用に関 する<u>情報の収集、整理及び提供</u>を行 うこと。
- 四 歴史公文書等の保存及び利用に関 する**専門的技術的な助言**を行うこ と。
- 五 歴史公文書等の保存及び利用に関する**調査研究**を行うこと。
- 六 歴史公文書等の保存及び利用に関する**研修**を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行 うこと。
- 2 国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第 9条第4項の規定による報告若しく は資料の徴収又は実地調査を行う。

【設置】

(公)

- ・国又は地方公 共団体が設置
- 地方公共団体 は条例で定め る

(国)

・通則法に定め る行政執行法 人

【業 務】 (国)

- ・保存(行政文 書含む)
- 一般の利用
- ・情報の収集, 整理及び提供
- ・専門的技術的 な助言
- •調査研究
- 研修
- ・上記に関する 附帯業務

(続き)

- 3 国立公文書館は、前2項の業務の ほか,前2項の業務の遂行に支障の ない範囲内で,次の業務を行うこと ができる。
- 内閣総理大臣からの委託を受け て,公文書館法第7条に規定する技 術上の指導又は助言を行うこと。
- 一行政機関からの委託を受けて、行 政文書(公文書等の管理に関する法 律第5条第5項の規定により移管又 は廃棄の措置をとるべきことが定め られているものを除く。)の保存を 行うこと。

(積立金の処分) 第12条 (略)

(主務大臣等) 第13条 (略)

第14条 (略)

附 則 抄 (施行期日)

て2年を超えない範囲内において政 令で定める日から施行する。

(技術上の指導等)

第7条 内閣総理大臣は、地方公共 団体に対し、その求めに応じて、 公文書館の運営に関し、<u>技術上の</u> 指導又は助言を行うことができ る。

附 則 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算 1 この法律は、公布の日から起算し して6月を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 <u>当分の間</u>, 地方公共団体が設置 する公文書館には、第4条第2項の 専門職員を置かないことができる。

【参 考】公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)

(利用の促進)

第23条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積 極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

⇒ 展示を特定歴史公文書等の「利用の促進」の方法として例示